

○宇都宮市ひとり親家庭支援手当支給条例

平成27年3月23日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父若しくは母又は児童を養育する者に対しひとり親家庭支援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定及び自立の促進に寄与し、もって児童の心身の健やかな成長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）の者

(2) 20歳未満で市長が定める程度の障害の状態にある者

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平28条例19・一部改正)

(責務)

第3条 手当の支給を受けた者は、手当が第1条に規定する目的のために支給されるものである趣旨に鑑み、手当をその趣旨に従って用いなければならない。

(支給要件)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する児童を監護する当該児童の父若しくは母又は次の各号のいずれかに該当する児童を養育（当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者（現に当該児童を監護又は養育する者がおらず児童のみで生

計を維持する場合にあっては、当該児童のうち年長の児童）に対し、手当を支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が市長が定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- (7) その他市長が必要があると認める児童

2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は手当を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

3 第1項の規定にかかわらず、児童を監護する当該児童の父若しくは母又は当該児童を養育する者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は手当を支給しない。

- (1) 市内に住所を有しないとき（市長が特別な事情があると認める場合を除く。）。
- (2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (3) 父又は母にあっては、現に配偶者を有するとき（配偶者が市長が定める程度の障害の状態にある場合を除く。）。

（平29条例11・一部改正）

（手当の額）

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は1月につき3,000円とする。

2 前条の支給要件を満たす者のうち、就業による自立を支援することができると市長が認めるものに支給する手当の額は、前項の手当の額に1月につき2,000円を加算した額とする。

（認定）

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者（以下「受給認定者」という。）が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（手当の額の改定）

第7条 受給認定者のうち、第5条第1項に規定する手当の認定を受けている者であって同条第2項の規定による手当の額の加算を受けようとするものは、手当の額の改定について、市長の認定を受けなければならない。

2 受給認定者が、第4条に規定する支給要件を欠くに至った場合又は第5条第2項に規定する市長が認める場合に該当しなくなった場合は、市長は当該受給認定者の受給資格の取消し、又は手当の額の改定をすることができる。

3 第1項の規定による手当の額の改定は、改定後の額につき認定を申請した日の属する月の翌月から行う。

4 第2項の規定による受給認定者の受給資格の取消しは、第4条に規定する支給要件を欠くに至った日に、同項の規定による手当の額の改定は、第5条第2項に規定する市長が認める場合に該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

（手当の支給期間）

第8条 手当は、第6条第1項に規定する認定を申請した日の属する月の翌月から支給するものとし、その支給期限については、受給認定者が第4条第1項に規定する事項に該当するに至った日の属する月の末日から起算して5年を経過する日の属する月（当該5年を経過する日前に手当を受給すべき事由が消滅した場合においては、当該消滅した日の属する月）（以下「支給期限月」という。）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第6条第1項に規定する認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に市長に認定の申請をした場合に

においては、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の申請をすることができなかつた日の属する月の翌月から支給する。

- 3 受給認定者が第4条第2項若しくは第3項の規定により受給資格を喪失し、又は第11条第1項、第3項若しくは第4項の規定により手当の支給を停止されている場合における支給期限月の算定に当たっては、その喪失した期間又は停止されている期間については手当を支給している期間とみなす。

(支給期限月を超えた月以後に手当を支給する特例)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、受給資格者が身体上の事由その他の市長が定める事由(以下「身体上等の事由」という。)に該当する場合においては、当該受給資格者は、市長の認定を受けることにより、支給期限月を超えた月以後も、第5条第1項に規定する手当を受給することができる。この場合において、1年を超えて当該受給認定者に手当を支給するときは、当該受給認定者は、1年ごとに身体上等の事由の状況について市長に届け出なければならない。

(手当の支払期月)

第10条 手当は、毎年3月、6月、9月及び12月の4期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期日でない月であっても、支払うものとする。

(支給の制限)

第11条 手当は、受給認定者に対し、その者の前年における所得につき、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市民税のうち所得割を課せられているときは、当該所得割を課せられる年の6月から翌年の5月まで(以下「基準期間」という。)は、手当を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準期間のうち6月が属する年の前年の12月31日(以下「基準日」という。)において、受給認定者のうち、婚姻をすることなく児童の父若しくは母となっている者又は児童を養育する者であつて現に配偶者を有しないもの(地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当する児童の父若しくは母又は児童を養育する者を除く。)にあつては、基準日が属する年におけるこれらの者の所得について地方税法第295条第1項第2号又は第314条

の2第1項第8号若しくは同条第3項の規定を適用した場合において市民税のうち所得割を課せられないとみなされる場合は、当該基準期間においては、手当を支給する。

3 市長は、受給認定者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、手当を支給しないことができる。

4 市長は、受給認定者が、正当な理由がなく、第16条の規定による届出又は所得の申告若しくは更正を2年間行わない場合には、手当を支給しないことができる。

(支払の差止め等)

第12条 市長は、手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による届出をせず、書類その他の物件を提出しないとき、又は手当の支給要件に疑義が生じたときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の手当)

第13条 市長は、受給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護又は養育していた児童に未支払の手当を支払うことができる。

(不正利得の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、市長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 手当の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出)

第16条 受給認定者は、手当の支給要件を欠くに至った場合、氏名又は住所を変更した場合その他市長が必要と定める場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

(調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者又は受給認定者に対して、受給資格の有無、手当の額の決定若しくは改定、認定の取消しのために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又

は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者又は受給認定者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(手当の支払の調整)

第18条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払いとみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年9月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 市長は、この条例の施行前においても、第6条第1項の規定の例により手当の認定を行うことができる。

(宇都宮市遺児手当支給条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 宇都宮市遺児手当支給条例（昭和44年条例第51号）
- (2) 宇都宮市児童福祉手当支給条例（昭和46年条例第15号）
- (3) 宇都宮市母子家庭等児童入学祝金条例（昭和50年条例第15号）
- (4) 宇都宮市母子家庭等援護費支給条例（昭和50年条例第16号）

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に附則第3項の規定による廃止前の宇都宮市遺児手当支給条例の規定による遺児手当又は同項の規定による廃止前の宇都宮市児童福祉手当支給条例による児童福祉手当の受給の認定を受けている者（以下「旧手当認定者」という。）であって、第4条に規定する支給要件に該当する者は、第6条第1項の認定（第5条第2項の手当の加算

に係る認定を除く。次項及び附則第6項において同じ。)を受けたものとみなす。ただし、旧手当認定者が第4条第2項又は第3項に該当するときは、この限りでない。

5 前項の規定により第6条第1項の認定を受けたものとみなされる者に対する手当の支給期限は、平成32年9月(平成32年8月31日以前に手当を支給すべき事由が消滅した場合においては、当該消滅した日の属する月)までとする。

6 前項の規定にかかわらず、旧手当認定者のうち附則第4項の規定により第6条第1項の認定を受けたものとみなされる者が、身体上等の事由に該当する場合においては、当該旧手当認定者は、市長の認定を受けることにより、平成32年10月以後も、第5条第1項に規定する手当を受給することができる。この場合において、1年を超えて当該旧手当認定者に手当を支給するときは、当該旧手当認定者は、1年ごとに身体上等の事由の状況について市長に届け出なければならない。

7 この条例の施行前に、附則第3項の規定による廃止前の宇都宮市遺児手当支給条例又は宇都宮市児童福祉手当支給条例の規定により支給を受けることができる遺児手当又は児童福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。